

第五十八回国会 建設委員会 議録 第八号

昭和四十三年三月二十二日(金曜日)
午後零時十四分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 金丸 信君

理事 丹羽喬四郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 佐野 憲治君

理事 伊藤宗一郎君

理事 稻村左近四郎君

理事 大野 明君

理事 渡谷 直藏君

理事 田村 良平君

理事 島上善五郎君

理事 相岡 義登君

理事 小川新一郎君

出席國務大臣

建設 大臣 保利 茂君

出席府政委員

經濟企画庁水資 源局長 今泉 一郎君

建設政務次官 飯谷 忠男君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 坂野 重信君

委員外の出席者

農林省農地局管 理部農地課長 小山 義夫君

通商産業省化学 工業局窯業建材 課長 竹村 豊君

通商産業省鉱山 局鉱政課長 磯西 敏夫君

建設省河川局治 水課建設専門官 三浦 孝雄君

参考人 (水資源開発公 團總裁) 進藤武左エ門君

参考人 (水資源開発公 團理事) 金子 美雄君
専門員 熊本 政晴君

三月二十一日

委員井上普方君辭任につき、その補欠として八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

委員八木昇君辭任につき、その補欠として井上普方君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十一日

九州縦貫自動車道の建設促進に関する陳情書 (鹿児島県市議會議長会長 鹿児島市議會議長 浜平勇吉外一名)(第一四二号)

国道二二〇号線及び二六九号線の整備促進に関する陳情書 (鹿児島県市議會議長会長 鹿児島市議會議長 浜平勇吉外一名)(第一四三号)

住宅建設促進に関する陳情書 (中国五県議會議長 副議長代表 鳥取県議會議長 土谷栄一外四名)(第一四四号)

中国地方の道路整備事業促進に関する陳情書 (中国五県議會議長 副議長代表 鳥取県議會議長 土谷栄一外四名)(第一四五号)

建築基準法等の改正反対に関する陳情書 (京都府議會議長 羽田清)(第一四六号)

瀬戸大橋架設促進に関する陳情書 (観音寺市議會議長 宇賀敬二)(第一四七号)

同(香川県木田郡三木町議會議長 平井義明)(第一四八号)

同(香川県知事 金子正則外三名)(第一四九号)

新建築基準法の早期制定に関する陳情書 (東京都練馬区東大泉町三五〇〇違法建築被害者の會長 有泉亨)(第一七〇号)

水資源開発に関する陳情書 (高松市六番町一の一 香川県町村議會議長会長 桑嶋長五郎)(第二二二号)

本日会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
都市計画法案(内閣提出、第五十五回国会開法第一五二号)

都市計画法施行法案(内閣提出第五六号) 河川に関する件

〇加藤委員長 これより会議を開きます。

都市計画法案、都市計画法施行法案、右両案を一括議題として審査を進めます。

なお、都市計画法案につきましては、理事会で御協議いただいたとおり、継続審査案件でございますので、趣旨説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

両案に対し質疑の通告がありますので、これを許します。岡本隆一君。

〇岡本(隆)委員 先日、予算委員会的一般質問のときに、この都市計画法の問題に少し触れたのでございますが、あのときには、何しろ時間の制約がございましたので、落ちついてお尋ねすることができませんでした。きょうは大体総論的なことを大臣に、少し重複するかもしれませんが、できるだけ重複を避けつつお尋ねさせていただきます。

最初にお尋ねしたいのでございますが、都市計画法を今般提案されてこられました意義、どう

いう目的で都市計画法を提案されてまいりましたか、建設省としてはどういう考え方を持っておられるのか、それをまずお尋ねいたしておきたいと思ひます。

〇保利國務大臣 岡本議員よく御承知のように、前任者からの本会議における提案理由の趣旨説明等で徹底をいたしておると思ひますけれども、戦後のわが国の經濟發展の過程におきまして、異常な人口、産業の集中現象、いうところの都市化現象が展開されておるわけでございまして、そこで、人口や産業の集中に対応するところの諸施策が立ちおくれおるというところは、いなみがたい事実であらうと思ひます。ために、都市生活、市民生活なり、あるいは産業活動の機能が十分に果たされないという現状にかんがみまして、都市計画法を全面的に改定をして、特に農林漁業との調和をはかつて健康な都市環境をつくり上げていくために、抜本的な改正に取り組まざるを得ないのじゃないかという結論から、この法案は提案になつてゐるわけでございまして、そういう趣意からきわめて国民生活に重大な関係もございまして、十分の御議論をひとつお願いいたして結論をいただきたいものだと思つておるような次第でございます。

〇岡本(隆)委員 大臣、こういうことを申すとは何ですが、少しお答え漏れがあるのではないかと思ひます。いまのような目的もございまして、しかし、それは従来の古い都市計画の考え方、明治時代からの考え方というものは、主として産業活動の円滑化ということが大きな目的になつておつた。しかし、近代的な都市計画の考え方というところになつてまいりますと、住民の生活基盤、生活環境の改善ということが一番大きな目的に置かれなければならないと思つてございまして、そしてまた、人口や産業の都市集中に伴つて出て

まいりました地価の暴騰、これを抑えるというところが都市計画のまた大きな一つの目的であつて、社会党の私どもが、この都市計画法案を受けて、早く審議に應じ、むしろ積極的に協力しておる一番大きな理由は、最近の地価の暴騰をこの都市計画法によつて何とか解決したいということにあると思うのでございませう。これは大臣お答え漏れによるものであらうと思ひますが、いまお答えいだだきました産業活動の円滑化に重点を置いておられるのか、あるいは地価の安定に重点を置いておられるのか、あるいは農業基盤の強化——今度の区分確立法、こういうふうに私どもは受けとめておるわけなんです。だから、土地の利用区分を確立することによつて、都市がどんどん農村地帯にスプロールしていつて農地を食い荒らしておる、これを防止するということもその大きな目的であつて、農業経営基盤の強化ということが、これがまた都市計画法のねらいの大きなものの一つであると思ひますが、一体建設省として、また大臣がこれから施策を進めていかれる上において、その三者のうちどの点に一番重点を置いてやつていただけるのか、このことは、私どもがこの法案の審査をやつていくのに、大きな、何と申しますか、考え方の相違、ある場合には大いに協力的にやらなければならぬと、ある場合には戦いに臨むというふうな形でこの審査に應じなければならぬと、大臣から、どこに一番重点を置いておられるのか、この点少しお答え漏れもあつたように思ひますので、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○保利国務大臣 岡本議員、単刀直入に問題の核心をおつたようになります。だんだん御議論をいただいてまいりますうちに当然明らかになるべきことだと思ひます。大体は、最近の、特に大都市において見られますような市民生活の実態がこのまま放置を許されるものかどうか、健康で文化的な市民生活を保障していくためには、ますます市民生活の環境を改善してまいらうとい

うところに前提がなければならぬ、そこからしましてすべての問題が発生をいたしておると思ひます。最も困難な土地の問題、地価の問題、そういう問題は、当然に、文化的、健康的な市民生活を改善していくためにとらえらるべき大きな問題でございませうから、やはりある一つの問題だけとらえて今日の都市現象を改善するということとは不可能だろふと思ひます。したがつて、できるだけ、総合といひますか、あらゆる角度からながめて、そして帰するところは、健康で文化的な市民生活を追求してまいらうということになくはならない、これは私も同様に考えるわけでございます。したがつて、これはひとつぜひ岡本さんのほうにおかれて、そういうところに焦点を合わせつ、いろいろの貴重な御意見をいただきたいというふうに私考しておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 都市生活というものは、これはいまお話しする市民の日常生活の問題と、同時に、市民の産業活動の問題と二つございませう。したがつて、両々相まって市民の生活の安定と向上が出てくるということは当然でございませうけれども、現在の市民生活というものは、国民総生産は世界の第三位、それほどの経済成長を行ないながら、それが国民の住生活は一体世界第何位なのかというところになつてまいりますと、これはもう三流国並みの生活を市民はしておるわけなんです。だから、そういう意味から言いますと、日本の目下焦眉の急を告げておるの、やはり市民生活の環境整備のほうに大事であるということが私は言えると思ひます。だから、そういう考え方からいいますと、従来の都市計画が、やもすれば、道路であるとか、また河川であるとかいふた、そういうふうな方面に重点が置かれておる、しかしながら、今度は、都市計画の内容として、やはり住宅であるとかあるいは公園であるとか、そういうところに相当な重点が置かれなければならぬ。もちろん、道路整備によりまして、命がけで道を横切らなければならぬというふうな

今日の交通事情を緩和するということは大切でございませうけれども、それにもまして、とにかく日々産業活動に従事する者のいこの場である、生活の一番の基盤になつておる家といふものをよく整備してやるということが、私は大切であると思ひます。ところが、その住宅を建設いたしますのに、とても地価が暴騰しておる。地価の暴騰は必ずしも住宅問題だけではございませぬ。公共投資の用地費が事業の半ば以上食つてしまふという話すらあるわけですから、もちろん、地価問題は住宅問題だけではございませぬけれども、しかし、いまさしあたつて国民全体が、何とかもうちょっと土地が安らならんものかということを中心にして言つておる時代でございませうから、ひとつそういう意味で私はこの都市計画というものを大臣に見詰めていただくようお願いしておきたいと思ひます。

そこで、この都市計画法が出てまいりましたが、どういうメカニズムでこの出てまいりました都市計画法が地価の安定に役立っていくのかということ、ひとつ大臣から御説明願ひたいと思ひます。

○保利国務大臣 都市計画法が直線的に地価安定に結びつくということは少し無理じやないかと思ひます。しかし、この都市計画を立て、実施してまいりますと、一体どうしてこんなに地価が上がつておるか、地価が上がつておるその原因に向かつてメスを入れていくという役割りは大きなものがあるんじゃないかと思ひます。ございませう。だんだんお話のように、今日これだけの国力を持つておつて、特に都市生活者の住の面における実際というものがいかに国力にふさわしからざる状態であるかということ、お互いにやっぱり注意をしなければならぬところだ、私も全くそう思つております。そこで、住宅問題といふものを何とか——これは世界に比べてのお話でございませうけれども、何さまあ戦争で都市という都市は灰じんに歸して、そこにその復旧、それからまた、戦後のいろいろの社会制度の変革等が行なわれて、

世帯の細分化という、これも新たに加わつた要素だと思ひます。ございませうが、しかも経済の異常な発展から、人口、産業の集中がとにかく折り重なつて、住問題というものが非常に困難な材料が積み重なつた、それに対してまだこれを排除し得るだけの施策が追いついていかなかつたというところに今日の状況がある。そして今日になつてみれば、一番やつかないのは、宅地の地価問題というものがこの立ちおくれを取り返すのになかなか骨が折れる。そこでどうしても地価問題というものに取組まざるを得ない。これは後手後手のようございませうけれども、そこへきておる。そこで、一方において、都市計画のねらいとするところは、結局人口、産業の異常集中から宅地の需給のアンバランスが第一の——これはいろいろ投機や思惑が入つて拍車をかけて地価が今日の値上がりをしていけると思ひます。ございませうけれども、

したがつて、経済法則の第一でございませう供給力、宅地の供給量を大きくするということ、これがすべての施策に優先して考えらるべきであらう。宅地が大量に供給されるということになりますと、需給のアンバランスというものは正されいく、そうすると、それは価格の問題にも影響することは当然のことでございます。それから、そういう意味合いにおいて、その面からだけ見ますと、宅地の供給を大量にとにかく確保してまいらうということが、忘れてはならぬ第一のことじやないか。その他、いろいろ税制の面等もございませう。とにかく今日に価格を引き下げ得ますかどうか、これはなかなか施策だけではいかな面もあらうかと思ひますけれども、少なくとも、とにかく今後の暴騰、騰貴を抑制してまいらう、いわゆる地価の安定をはかつてまいらうということには、この都市計画法の運用がうまくいきますならば、私は相當の貢献をなし得るのじやないか、こういうふうに思つております。

○岡本(隆)委員 いまのお答えでは、もう一つ都市計画法がどういうメカニズムで地価を抑えてい

くかというこの御説明がなかったと思うので

す。

それで、都市計画法では、市街化区域と調整区域とに分けます。市街化区域については、一定規模以下のものについてはいいですが、一定規模の開

発については、許可制でもってほとんど開発をやらせるということになり、市街化調整区域――調整区域ということは即抑制区域という意味なん

です。で、抑制区域については、特定の農業関係のものあるいはその他特定のものを以外に建築は一切許さない、こういうふうなことになる

ます。したがって、市街化区域と抑制区域とに分けます。いままでスプロールしていったところの開

発エネルギーが市街化区域に集中してくるわけなんです。だから私もその考え方は、この都市計

画法そのままでいきました。これは市街化区域におけるところの地価が暴騰して、結局、地価

安定のために急遽おとすところのこの法律が地価暴騰のための法律になってしまつて、国民生活

に思ひでございしますが、大臣は、この村正をどのように正すにございして、地価安定の役に立たせていただくのか、その方法をひとつ承りたいと思

見解はまだ私もとり得ない。一方は、いろいろな施設の制限、抑制を受けますから、利用価値

がそれだけ現状にとどまるわけ、一方は利用価値が非常に高くなりますから、それは当然でござ

いますが、しかし、これはやはり需要者がなければ上がるわけはないわけなんです。やはり、

需給関係が価格の上に作用する最大のものでございましょう。したがって、もし狭苦しい市街化

区域ならば、これはたいへんじゃないか、こうなるであらうし、こんな広くして何もどうと

いうことはないじゃないか、こうなれば、その響きは比較的薄いんじゃないだろうか。しかし、こ

の点は非常に論議を重ねていただいて、お互いに見通しを誤らないような状態でひとつ事を考え

ていきたい、こう思っております。

○岡本(隆)委員 大臣のお説であります、市街化区域をたつぷりとつておけば、それで供給は豊

富になるから、地価はそんなに暴騰する心配はないじゃないか、こういうことがお説なんです。しかし、市街化区域を指定するだけでは、それは宅地として提供されるわけではない。ガチンとみな所有者はそれぞれ持つておるわけです。所有権はそれぞれの人の手の中です。そして、いまま

にある程度強制することによって始めて有効利用がされ、宅地の供給として出てくるわけなんです。だから、市街化区域と指定しておる、その指

定された地域をどうして宅地として供給させるかというところの何らかの手段方法というものは、

いまの需給のバランスというものはとれてこないわけなんです。だから私がお尋ねいたして

おりますのは、そういうふうな形でどうして市街化区域の土地を宅地需給のそのバランスの上に

乗せてくるか、出してくるか、その方法をどうされますかというところをお尋ねしておるわけなんです。

○保利国務大臣 そのところはちょっと感覚の相違があるかもしれませんが、相なるべくば、そ

の市街化区域に指定を受けられた中にある土地の所有者が、そういう期待するようない目的のために

利用していただくようにし向けると思します。か、そうしたほうが、土地の利用の上からも、個人の

経済の上からも有利であるというふうな誘導的な措置が必要じゃないか、基本的にはそういう考え

を持つておるわけですが、いま一番お互いに心配しますのは、無秩序なスプロールと申しますか、市街地の発展、それはいまだどういふことで出ておるのか。第一は、これは遠方へどんどん開発されて

いうふうにする場合もございまいしょうが、いずれにしても、その市街化区域内における農地を

他のものがそういうふう利用されていくという

ことは容易になるんじゃないか。これは非常に大

きな期待をかけられるところじゃないか。もちろ

ん、それだけではございませぬけれども……。

○岡本(隆)委員 大臣のお答えは聞くて、ちつともこつちの尋ねていることに答えていた

けないのですよ。

いま大臣がおっしゃいました、土地の所有者に

対して宅地として提供することに有利な措置を講じた

い、相なるべくばそうしたい、こうおっしゃいました。私はその内容を聞いています。その

に……。

○保利国務大臣 私はできるだけ岡本さんと

もに……。

○岡本(隆)委員 大臣はそれこそそうと考

えている。

○保利国務大臣 いや、とんでもない。これだけ

の法案をそらして通れるものでないことは私も

悟いたしております。それから、まことに御論議を

いただくつもりで、私も、勉強足らずですけれども、

とにかく一生懸命勉強しておりますから、御了承いただきたいと思ひます。

そこで、それじゃこの法案だけで岡本さんが期

待せられるところのものがすべて果たせるのか。

私はそれは思っていない。それは、先ほど申しま

したように、補完的と申しますか、誘導的とい

いますか、当然そういうふうになるほど、これは

宅地として利用すべきである、農地として利用

しているよりも宅地で利用したほうがいいんだとい

うような、補完的な誘導的な措置もやはり必要だ

ろう、それは税制だと思ひます。そこで、税制のほうではこの都市計画法の成否がど

うなるかということに非常に注目いたしておるわ

けです。税制調査会のはうでも、私が承知している限りにおきましては、ほんとうに都市計画法案がねらっているそれが運用されるようになるには、やはり土地税制の上で相当突き進んだ考えを持たなければならぬというところは、土地部会でも論議をされておるようです。私はそれに期待をかけておるわけでありす。しかし、それをいままここで私がこういう税を取つてくれ、ああいう税をやつてくれと言ふことは、なかなかこれは私の立場からして——そういうふうな政府の諮問機関としてせつかく御論議をされて、しかも都市計画法案の趣意を尊重して、補完的、誘導的な税制を組まなければならぬというところまでございすから、それはひとつそれで期待をかけつつ論議をしていただきたいたいの思つております。

○岡本(隆)委員 私は大臣にお願いしたいことは、やはり一國の——ことに、建設大臣といえは、日本の国土計画というものを立ててになるのであります。また、いまの平和日本にとりまして何が大事かといえは、公共投資の立ちおくれを取り戻すこと、それから国民の生活の非常な前近代性を近代化すること、これが一番大切なことであり、もはや戦後でないというところは、この住まいに関する限りは通用しない、こういうふうには言われておる。しかし、これは住まいだけではございせん。道路についても私は言えると思つてゐます。しかしながら、一番目立つておるのは住まいでございしょう。だから、そういう意味では、日本の国民のいま一番望んでおること、その一番かなめを握つておられる建設大臣、さればこそ、佐藤内閣になりまして歴代の建設大臣は全部佐藤さんの側近の方々ばかりで、いわゆる政界の実力者ばかりが次々と建設大臣になつてきておられる。私は、建設行政の重要性というものを佐藤内閣がそれだけ考へておるんだ、こう善意に解釈したいと思つておりますし、いたしてあります。だから、もつと率直に閣内にあつてもどんどん要求をしていただきたいたいの思ひます。

それから、審議会というふうな諮問機関というものは、私も審議会の一員になつて、地方制度調査会ですか、あれに出たことなんかもありす。官が操縦しておるのは次官でした。事務次官が操縦しておりました。そうして大体これに就いては議員さんの面々、まあ大体次官の顔色によつてものを言つておるというふうな感じを私持ちまして、それ以来私はああいう審議会には野党の代議士を入れぬとこれはいかぬ。野党の代議士が一番遠慮のないことを言はずば言えぬ立場にあり、事実言つております。だから、そういう意味では、審議会審議会と言つて、審議会に大臣はえらい期待の模様でございす。だから、建設省の方針が審議会の方針を相当リードしていく。少なくとも——大きな間違いがあればチェックするかも知れせんが、方針というものは建設省がリードしていく。そうして、それがひとつ的はずれであるというふうなことはあり得せんが、もしひとつズレがあつた場合にそれをチェックしていくというふうなのが私は審議会の役割であらうと思つてゐます。そういうことからいいますと、もう少し遠慮なしにすばつとこういふ委員会でものを言つていただいて、いや、おれは言つてしまつたんだ、委員会が約束したんだから、こういふふうな方向に進めてもらわなければ困るといふくらの、既成事実をつくるくらの度胸と根性を持つて國政に臨んでいただきたいた。河野さんのときにはわりあいすばつと言つてしまつて、そういう点、委員会が相当思い切つたこともおつたやうな、私は、やはりあなたにも、それくらい度胸を持つて、いや、こういふのがいいと思ひます。こういふふうなやり方と思つてゐるというのをおつしやつていただかぬと、これは議論にならないです。絶えず、当たらずさわらずにうまく——ラグビーなら、じょうずにタックルを避けて走つていけるのがいいのかもしれないが、やはりこういう重要な問題になつたら、タックルにきた相手突き飛ばすくらい覚悟で邁進

をしていただきたいた、こう私は思ふのです。そこで、いま大臣から、税制よりしかたがない、税制に期待をしておるんだというふうなことでございす。もう一つ先ほどの大臣のお答えの中に明らかにしておかなければならぬ問題がございす。十年以内に開発できるところを市街化区域として指定する、こういうことでございす。それをできるだけ広くつておけばいいじゃないか、こう大臣はおつしやいます。しかし、そういふことになると、その市街化区域に指定したところは十年以内に市街化する、その指定をしたものにはそれだけの義務が伴つておるわけですね。市街化区域に指定する、これは宅地にこれからするんです。さういふことを指定すれば、十年の間にはそのところの区画整理をやり、道路であるとか、あるいはせめて上水道——下水道まではこれは無理かも知れせんが、上水道ぐらいは通して、そこが完全に市街化できるというだけの公共投資をしなければならぬ。先行投資をしなければならぬ。先行投資をやる範囲——自分の力、力量というものをあらかじめ考へて、この範囲を市街化します、先行投資をやりまして、さういふことであります。広くつておけばいいじゃないかといふことにはならぬ。無責任にはあつとくくつておいたが、あとは何にもやらすにはほうっておくといふことでは、指定されたほうはたまつたものじゃありません。だから、さういふ意味においては、やはり一定の計画性を持つて指定するとして公共投資をやつたら、その先行投資が行なわれた土地は、その先行投資が行なわれた後数年の間にはそこへ工場なり住宅なりがどんどん入つてくる、さういふふうなある程度の見込みを立てて区域指定をやるべきである、こう私は思つております。したがつて、この市街化区域の指定というものは、さうめつたやたらに広い範囲を指定すべきものでない。指定する市町村なりあるいは指定をする者がみずからその範囲をよく考へて指定すべきものと思つておりますが、大臣の先ほどのお説とそれから私の考へ方、さらにまた、当然し

かくあるべしと、私はそのようにこの都市計画法を読んでおるのでございす。私の読みとの間にズレがございすので、その点をひとつ明らかにしておいていただきたいたいの思ひます。

○保利(国務)大臣 ただいまのお話の限りにおきましては、私も全然同様でございす。ただ、先ほど広くとれば地価がどうというものは、それは要するに地価というものが、需給バランスを著しく失つておるところから端を発して今日の地価暴騰を起しておるわけだから、かりに広くとれば需給バランスはとれる、さう先ほど申ししたわけなんです。何か市街化区域を宅地を安くするためにめくらめつぱりに広くするなんというふうな——私も農林漁業の重要性というものを、いかに日本にとつて大事であるかといふことを承知いたしておりますから、したがつて、この市街化区域というものは、その区域設定にあたりましてはよほど慎重に扱われなければならぬ。ただ地価問題の上からみ見て区域設定をするようなことは、これはもうとんでもないことである。しかし、お説のように——その辺からはちつとも違ひませんが、市街化区域を設定すれば、その市街化区域として、あるいは住居、あるいは商業、あるいは工業、それぞれの適地、適地の公共投資というものは確実に行なわれていかなければならぬといふことは、これはもう当然のことだと思つておる、その辺は全く見解は一致しております。

○岡本(隆)委員 大臣いま参議院のほうから呼び出しが来ている模様でございす。それから、私の都市計画法案についての質疑はこの程度にさしていただきます。この間から問題になつておる懸案事項がございすので、できまして一般質問に切りかえていただきたいたいの思ひます。

○森下(委員長代理) それでは、ただいま建設大臣が退席になりましたので、理事会の協議により、河川に関する件について調査を進めます。この際おはかりいたします。

かかるといふことは、私はそのようにこの都市計画法を読んでおるのでございす。私の読みとの間にズレがございすので、その点をひとつ明らかにしておいていただきたいたいの思ひます。

○保利(国務)大臣 ただいまのお話の限りにおきましては、私も全然同様でございす。ただ、先ほど広くとれば地価がどうというものは、それは要するに地価というものが、需給バランスを著しく失つておるところから端を発して今日の地価暴騰を起しておるわけだから、かりに広くとれば需給バランスはとれる、さう先ほど申ししたわけなんです。何か市街化区域を宅地を安くするためにめくらめつぱりに広くするなんというふうな——私も農林漁業の重要性というものを、いかに日本にとつて大事であるかといふことを承知いたしておりますから、したがつて、この市街化区域というものは、その区域設定にあたりましてはよほど慎重に扱われなければならぬ。ただ地価問題の上からみ見て区域設定をするようなことは、これはもうとんでもないことである。しかし、お説のように——その辺からはちつとも違ひませんが、市街化区域を設定すれば、その市街化区域として、あるいは住居、あるいは商業、あるいは工業、それぞれの適地、適地の公共投資というものは確実に行なわれていかなければならぬといふことは、これはもう当然のことだと思つておる、その辺は全く見解は一致しております。

○岡本(隆)委員 大臣いま参議院のほうから呼び出しが来ている模様でございす。それから、私の都市計画法案についての質疑はこの程度にさしていただきます。この間から問題になつておる懸案事項がございすので、できまして一般質問に切りかえていただきたいたいの思ひます。

○森下(委員長代理) それでは、ただいま建設大臣が退席になりましたので、理事会の協議により、河川に関する件について調査を進めます。この際おはかりいたします。

本件調査のため、本日本水資源開発公団から總裁進藤武左エ門君及び理事金子美雄君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしました。御意見を願ひ、御意見を聴取することにいたしました。御意見を願ひ、御意見を聴取することにいたしました。

森下委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

岡本委員 昨年度京都府の和知ダムが決壊いたしました。それについて委員会からも調査に参りました。また、建設省ではそれと同時に調査委員会を設置されました。その原因についていろいろ御調査願つておるはずでございますが、まだ委員会にはそれについての御報告がございませんので、調査の結果がどうなつておるのか、さらな措置をおとりになりましたか、お伺いをいたします。

坂野政府委員 御指摘の和知ダムの問題でございますが、技術調査委員会が設置されました。それに対する中間報告が四十二年の十月に出しております。

森下委員長代理 質疑の通告がありますので、これを許します。岡本委員。

岡本委員 昨年度京都府の和知ダムが決壊いたしました。それについて委員会からも調査に参りました。また、建設省ではそれと同時に調査委員会を設置されました。その原因についていろいろ御調査願つておるはずでございますが、まだ委員会にはそれについての御報告がございませんので、調査の結果がどうなつておるのか、さらな措置をおとりになりましたか、お伺いをいたします。

坂野政府委員 御指摘の和知ダムの問題でございますが、技術調査委員会が設置されました。それに対する中間報告が四十二年の十月に出しております。

森下委員長代理 質疑の通告がありますので、これを許します。岡本委員。

岡本委員 昨年度京都府の和知ダムが決壊いたしました。それについて委員会からも調査に参りました。また、建設省ではそれと同時に調査委員会を設置されました。その原因についていろいろ御調査願つておるはずでございますが、まだ委員会にはそれについての御報告がございませんので、調査の結果がどうなつておるのか、さらな措置をおとりになりましたか、お伺いをいたします。

坂野政府委員 御指摘の和知ダムの問題でございますが、技術調査委員会が設置されました。それに対する中間報告が四十二年の十月に出しております。

森下委員長代理 質疑の通告がありますので、これを許します。岡本委員。

岡本委員 昨年度京都府の和知ダムが決壊いたしました。それについて委員会からも調査に参りました。また、建設省ではそれと同時に調査委員会を設置されました。その原因についていろいろ御調査願つておるはずでございますが、まだ委員会にはそれについての御報告がございませんので、調査の結果がどうなつておるのか、さらな措置をおとりになりましたか、お伺いをいたします。

坂野政府委員 御指摘の和知ダムの問題でございますが、技術調査委員会が設置されました。それに対する中間報告が四十二年の十月に出しております。

設計計算方法による限りにおいては特に誤りはありません。また、発注者の関西電力の見積もり心得書あるいは工事仕様書にも特に指摘する点はなく、設計計算、製作、施工の過程及び材質においても、仕様書にもとる箇所は認められないといふようなことがあつたてでありまして、ただ、和知ダムのテンダーゲートは、よそのゲートに比べると比較的軽量なために、その設計技術の進歩を目ざしておるというのが、設計の一つの特色である。そう考えられるといふようにうたつております。しかし、今後の構造物の合理化に對しては、従来のさういふ設計といふものを十分吟味して、さらに設計方式等についても検討を加えて、豊富な實際的経験を有するエキスパートの見解を取り入れる等、設計上に綿密な配慮を加えることが必要であるといふうまいに結んでおるわけでございます。

それから、中間報告において、今後措置すべき問題について提案を提起いたしております。その内容として、和知ダムの残存ゲートの補強を実施すべきである、それから類似のテンダーゲートの安全性の検討をすべきである、あるいはゲートの設計基準の再検討及びゲートの動的挙動に関する研究の推進といふような問題につきましましての措置の必要を認めておるわけでございます。

それに基づきまして、建設省といたしましては、昨年の七月の七日に全国的にダムを総点検いたしました。そして、安全確保につとめております。なお、ダムの構造基準及び検査制度につきましましてあらためて検討を加へまして、本年の一月の十九日にダムの構造基準といふものと、それから二月の十七日にダムの検査規程といふものを新しく確立いたしました。河川管理者に、今後、ダムなり構造の設計あるいは検査、そういう問題につきましましては、それによつて十分万全を期すように通知したわけでございます。

なお、四十三年度から、建設省の土木研究所を中心といたしまして、ゲート並びにこれに関連する諸問題について検討を進めることにいたしました。

なお、残存ゲートにつきましては所要の改造を行なつて安全を期するうちに、ダムの設置者の関西電力に對しまして、昨年の十月二十六日に指示いたしました。

以上がその後の経過の概要でございます。最終的な技術調査委員会の結論はまだ出ておりませんが、中間報告は、先ほど申しましたようなことで十月の六日に出ておりますので、いづれ近いうちに最終報告書が出るんじゃないかといふうまいに期待しております。

岡本委員 いまのお答えによりますと、非常にじょうずな表現を使つておりますが、しかしながら、だんだんダムのゲートが軽量化され、それはまあ設計技術の進歩であり、構造の合理化をやつてきたためである、こゝういふことでございしますが、結局、その技術の進歩、構造の合理化は、同時に経済性といふものに相当重点が置かれてきた。だから、資材の節約をやり、だんだん細なものに変わつてきたことがパチンといふ、こゝういふふうに私たちは理解せざるを得ないので、こゝういふことは、単にダムのゲートだけではないに、橋梁についても行なわれていゝといふことを私どもは聞いております。風船玉で言へば、だんだんふくらましていゝ、だいたいふくらぶ、だいたいふくらぶ、だいたいふくらぶでふくらましていゝ間にパチンといふてしまふといふのと同じことが結局このダムの場合に出てまいつた。このことはまた同時に、きょうは道路局長お見えになつておられます。次官がいらっしゃいます。橋梁についてもある程度だんだん細くしていったら、なるほどスマートな橋になつていゝ、しかしながら、そこを重量物が走つておる、その最中に地震がきたといふようなときにガタンといふ、こゝういふこともあり得るわけでありまして、また、技術進歩といふてつづられてきた新濁の昭和大桥が、地震でもつてけたがはずれて将棋倒しにばたばたと落ちたといふうなことも、あれもやはり技術革新の失敗の一つだと私は思うのです。だから、こゝういふ意味で、今後技術革新の面においても、どこまでもこれはやはり安全性といふものを重点に考へてやつていゝ、経済性よりも安全性を絶えず重点に置くといふことの今後のこれは大きな警鐘になつたと思ひますので、そのように処理をしていただきたいと思ひます。そのように処理と同時に、いま検査規程をお設けになつたといふことでございしますが、その検査規程をもう少し具体的に、こゝういふ検査をやるんだといふこと、それだけちょっと御説明願ひたいと思ひます。

坂野政府委員 この検査規程は、河川法の三十条にうたれておる。それに基づきまして、完成検査と、それから一部使用検査、それ以外に基礎地盤の検査といふものをその中に明確にいたしました。そして完成した時におきましても、定期的に三年ないし五年に一回ずつく、いづつと長くそのでさうがった構造物の状態を検査するといふうまいに、定期検査といふことを新しくうたふようにいたしました。

岡本委員 もう少しお尋ねしたいと思つてゐるのでございますが、ちよつと時間がなくなりましてので、また別の機会にお伺ひしたい。ただ、こゝういふことで、きょうは水資源公団の總裁に來ていただいておりますので、今度水資源の法律改正が出ておりますが、その審査のときに詳しいことはお尋ねするといひまして、きょうは当面の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

水資源法の改正によりまして、愛知用水が廃止されて水資源公団に統合されるといふことでございしますが、この統合によりまして、従業員の問題いろいろな問題が出てまいります。そういう問題を中心にお伺ひしたいと思ひます。こゝういふ問題でも、受け入れられる水資源公団としては、愛知用水公団の人たちをどういふふうに対応していただくか、やはりあまり外様扱いといふうなことがあると、こゝういふ場合、新たな組織の中に入っていく人にすれば、たださへ肩身が狭いのです。

第一類第十二号 建設委員会議録第八号 昭和四十三年三月二十二日

から、そういう点どういうふうな基本的な考え方を持ってもらえるか、お伺いしたいと思ひます。

○進藤参考人 ただいま先生からお尋ねのことに對しましては、われわれも一番実は注意し、そして万全を期したいと考えておるわけでございします。形式的に申ししますと、統合された愛知用水の方は全部私のほうで引き受けたいと思ひますが、しかし、引き受けて、さらに一緒に水資源開発公社と愛知用水の従業員がこれから日本の水資源開発をやっていくという体制を整えなくちゃならぬと考えて、実はいま、非公式でありますけれども、私のほうの副総裁を中心として各担当の理事が愛知用水公社の副理事長その他、非公式に、そういうふうなやり方、一番円滑に統合ができて、そして統合したあとお互いに気持ちよく仕事ができるかということでも心配いたしております。半年後でありますから、この点は十分やりまして、統合になりますと、あるいはそういう気持ちでなくとも、愛知用水公社の方は、何かこういう、ほかのなれないところに行くという精神的の御心配もあると思ひますが、そういう点も絶対にないようになりたいと努力いたしております。その点はひとつ……。

それからもう一つつけ加えますが、仕事の面につきましても、御承知のように、今度三重用水でありますとか、あるいは木曾総合用水でありますとか、愛知用水の従来の仕事と同じような仕事中部管内にございします。それからまた、公団の仕事も、従来の水源対策のダム中心であったものが、これから先、たとえば香川用水でありますとか、あるいは西筑野用水でありますとか、いろいろ用水路関係、愛知用水の仕事と同じような仕事展開されてまいりますので、仕事のほうにつきましても御心配がない——というよりも、これから先、われわれのそういう仕事に對して愛知用水の従来の経験を十分生かしていただきたいという期待を持っておるわけでございします。

○岡本隆委員 利根川水系の事業が大体片がついて、今度は木曾三川であるとか、あるいは関西の

いろいろな地域に水資源公団の人たちも配置転換されるというふうな話を承っておりますのです。が、四十三年度新たにどういう事業計画を立てようとしておられますか、もしお差しつかえなければ、新たに起こされる事業を御説明願えませんか。

○進藤参考人 いまお尋ねのございましたように、利根水系はだんだん完成に近づきまして、四十三年度になりますと相当完成するわけでございします。配置転換は昨年からのいろいろ計画を立てておりますが、実は本年度の予算の査定のとときに、第一次査定におきましては新しい仕事があり、第一査定に出さなかつた。たいへん心配いたしまして、大蔵省にもお願いいたしましたが、四十三年度新しい仕事がいよいよ出てくることを御承認願っております。その一つは、四国の吉野川水系の池田のダム、それからそれに隣りたします香川用水路、これは実施計画調査を四十三年度いたしましたとして、四十三年度からはこれは工事にかかると考えております。それから西筑野用水も、昨年の四月一日に農林省から引き継ぎましてすでに工事を進めておりますが、ダム、それから水路というものが本年度工事にかかると思ひます。

それから、今度統合と並行いたしまして、木曾川の水系の基本計画を政府におきめ願えと期待いたしておりますが、これによりまして、先ほど申し上げました三重用水、それから木曾総合用水とか長良の河口せきというものが新しく四十三年度から実施計画調査に入ります。また淀川水系の、兵庫県にありまして猪名川水系に一庫ダムというののございしますが、これも四十三年度から実施計画調査に入ります。こういうふうにして、統合して半年くらいは、四十三年度の末くらいまでは、おそらく残務の問題でありますとか、愛知用水の仕事に對していろいろな仕事が出てまいりと思ひますが、四十三年度からは以上申し上げましたような仕事がほとんど出てまいりますから、われわれは配置転換につきましては心配いた

しておりません。

○岡本(隆)委員 河川局長にお尋ねしますが、利根であるとか淀川水系などは早くから事業計画が立てられておりましたのに、木曾三川については非常におくられておたのはどういう理由ででしょうか。

○坂野政府委員 木曾三川につきましては、先ほど総裁が申し上げましたように、大体計画の中身が三つの柱になっておりました。一つは長良の河口せき、それから農林省関係が主体といたします木曾川、総合用水といふのがございします。もう一つは三重用水の事業でございします。その中身を一つ御説明するまでもございせんけれども、木曾川の内容として含まれておりました、そういう三つの計画上の問題、地元の調整等の問題は、それから長良の河口せき等につきまして、これは主として建設関係の担当でございしますけれども、地元のいろいろな漁業補償の関係等がまだはつきり見通しがついておりません。そういう関係もございします、三重用水につきましてもいろいろな地元の調整等がございまして、そういうものが、何というのか、熱度があがらないために、木曾水系の水資源開発計画といふものを策定するようにいま経済企画庁を中心に努力しているところでございしますけれども、その辺の地元の調整等の関係もあつて、基本計画にうたう文章の内容等がなかなかはつきり明示したいというふうな実情がございします。そういうような観点、それと水需要の点におきましても、需要の推定が、木曾川水系につきましては、利根川あるいは淀川等よりも、水の需要、不足の度合いが、二つの水系に比べると若干熱度が低いというふうな関係がございまして、そういう総合的な原因で多少おくれしているといふことでございしますけれども、いま経済企画庁を中心にして計画をできるだけ早く達成するように努力いたしております。

○岡本(隆)委員 阪神あるいは京浜地区に比べていままで中部経済圏の水需要がそう逼迫してない

かつたということが原因のようでございしますが、だんだん中部圏の整備計画も進んでまいりましたから、やはりこの点についてもこれから整備を進めていこう、こういう模様でございしますが、この愛知用水の統合に伴いまして、先ほど総裁からお話があったように、利根水系の事業がだんだん縮小して行くので、そこから相当配置転換が中部あるいは関西のほうに行なわれていく、それに伴って愛知用水関係の人たちの身分にもやはり影響があるのじゃないか、身分というよりも、職場にも変動があるのではないかと。愛知用水の人は長く地元に住んでいた人が多いのですから、遠いところへまた転換するといふことになる、いろいろな生活設計の上に変動が起こりますから、相なるべくはそういうことはないようにというふうな希望しておられる模様でございしますが、いま承りますと、だんだん木曾水系の事業もこれから伸びていくといふことでございしますから、そういう点からいいますと、先ほど申しました愛知用水の人たちの心配は杞憂にすぎなかつたんだな、こういうふうに私はおぼれるのでございしますが、その点はそれでいいのでしょうか。

○進藤参考人 すでに利根川水系におきましては矢木沢ダムがもう完成いたしましたし、そのほかぼつぼつ完成いたしましたし、いま転換をやっている最中でございしますが、職員の考え方を十分聞きまして、できるだけ無理のないような転換をいたしておりますから、いまのところわりあいスムーズにいつておるわけでございします。

愛知用水につきましては、いまお話のございましたように、まだ管理体系はそのままだと申しますし、また、あそこへ実は、中部支店と申しますか、一つの組織をつくりまして、あそこでできるだけいままでおった人々を中心の仕事をやつていただくようなことをいま考えつつあるわけでございします。

それから、さつき申し上げましたように、三重用水でございしますとか木曾川総合用水でございしますとか、今後基本計画が決定されるに従つ

て——いまは五大川のうちに開発の一番おくれ
ておるのは木曾川水系でございますから、基本計
画が進むに従いまして、あの水系には仕事が大
だん展開されると思っておりますので、いまの御心配は
ないと思っております。

○岡本(隆)委員 愛知用水公団と水資源公団の間
には、職員の平均年齢なんかは相当開きがあつ
て——歴史の長さもまた違ひますから、平均年齢と
か、あるいはその他にまた同時にそれぞれの組合
の特殊性がありますから、力関係もあるでしよ
うし、そういうことで、ある程度の雇用条件の相
違がある模様なんです。さういふふうなことで、
今度統合いたしますと、水資源と同じ格ま
で——少し愛知用水のほうがいろいろいいのです、
結局、統合によって人員の整理が行なわれたい、
あるいはまた労働条件の切り下げが行なわれたい
ないかというのを心配しておる模様でございます
が、これは一切の権利義務を愛知用水公団から
水資源は引き受ける、そうすると、そのことは雇
用関係もそのまま継承し、労働協約なんかも、す
でに現在ずっと引き継いでおるところの労働
協約はそのまま新しい水資源に引き継がれるの
か、あるいはこれは愛知用水を解散して水資源が
引き受けるのだから、前の愛知用水との協約は御
破算だ、新たに水資源との協約を結ぶ、さうい
うことになってまいりますのか、どちらなんです
うか。

○金子参考人 先ほど総裁がお答えいたしました
ように、現在われわれが愛知用水公団の理事者の
方と御相談している考え方は、現在愛知用水公団
に働いておられる職員の方は、従来からあります
愛知用水、豊川用水、それから今度新しく公団の
事業になります木曾川総合用水、三重用水、これ
はいずれも中部地区にあります、そういう事業に
従来どおりあの地区でそのまま働いていただくよ
うにする、さういふことを考えているわけであり
ます。したがって、さしあたりの問題としまして
は、従来の職員の方は一応あの地区へかたまる、
さういふことになるわけでありまして、将来の労働

条件としては、愛知用水公団の職員、水資源公団
の職員というよりな区別なく、全体として最も機
能的に配置を考へるといふ必要は当然あるわけ
ですけれども、さしあたりの統合の問題といたしま
しては、さういふふうな組織なり働いてもらふ場
所も従来の愛知用水公団の方はいまのような形で
一応現状でなるべくやうていくという方針であり
ますから、さういふことがわれわれの希望どおり
に実現いたしますならば、さしあたりの問題とし
ては、先ほど先生のおっしゃいましたように、一
切の権利義務は継承するというところでございま
す。従来の労働条件あるいは労働協約をその際全
部変えなければならぬという必要はないと思
います。したがって、将来両方の人間が入りまじ
るというふうなことになる場合に、これはなるべ
く早く労働条件を統一するといふことは考えなけ
ればならぬこととすけれども、さしあたりの統
合の問題といたしましては、さういふ統合の時期を
もって労働条件を統一するといふふうなことは、
可能でもありませんし、われわれもその必要はな
いと思つてます。ただ、労働条件の中に、この際
方を一緒に統一したほうがいいというふうな労働
条件もあるかもしれません、さういふ点について
は、今後なお愛知用水公団のほうと相談をして、
さらに関係している労働組合とも協議を重ねて、
さういふものがあれば、両者合意の上で変えてい
く、さういふふうなことを考えております。

○岡本(隆)委員 水資源のほうで最近給与体系の
改定をめぐって紛争が起つておる模様でござい
ます。そして一部ではストライキがあつて、工事
がおくれ始めておるということでございますが、
これはどの程度工事がおくれおるのか、現在で
の影響の範囲をひとつお聞かせ願ひます。

○金子参考人 今月に入りまして二回、平日スト
といひますか、ありまして、それから一時間程度
のストライキが各事業所でありました。なお、超
勤拒否というストライキが行なわれております。
御承知のように、公団の事業は、実際の事業は請
負業者がやっております、その関係におきまし

ては、公団はこれを監督、検査するといふことが
大事なところであります。現在のところでは、管理者
が一般の職員にかわつてできるだけ検査、監督を
やるということ、現在までのところではさし
たる影響はございません。

○岡本(隆)委員 さしたる影響がなくても、こ
の紛争が非常にもめれば、戦いの様式も激化した
しますし、同時にまた、日が重なれば相当な影響
が起つてくるであらうと思つてます。利根通水
であるとか、あるいは群馬用水なんか、その工
事の進捗度の中にストライキの影響が少し出始め
ておるやに聞いておるのでございしますが、さうい
う用水関係の施設につきましては、たとえてい
えば群馬用水のごときは、農業の植えつけのとき
間に合わせなければならぬのではないかと
思ふのです。だから、これを円満に早期に解決する
よう努力を公団側にしていただきたい、さう思
ふのです。

それで、紛争の原因を聞いておりますと、給与
改定をめぐって、八月にさかのほつてのベース
アップがございまして、ところが、そのベース
アップの昇給分をいまだに支給しておらない。そ
れは新給与体系で支給するんだといふことをあな
たのほうは強く主張しておられる。しかしなが
ら、その申し入れは十二月七日にしておられる。
さうすると、ベースアップは八月にさかのほつて
やる。だから、少なくとも八月、九月、十月、十
一月の四カ月分は、既得権としてすでに旧体系で
もらう権利が発生しておるわけなんです。十二月に
ついても、話し合いがつかねば新体系になるべきであ
りますが、話し合いがつかなければ旧体系で当
然支給すべきなんです。その分を押えてしまつて
出さぬ。権利が発生して当然支給されるべき筋合
いのも、君が新体系にオーケーせぬ限りはや
らぬ、さういふことでは、人のものをふんだくつ
ておいて、返してくれと言つたら、いや、おまえ
が頭を下げてあやまつたら返してやる、さうい
う理不尽なことをおっしゃるのは、公団側に少し行
き過ぎがありはしないかと思ふのでござい

が、これは第三者として政務次官、いかが思われ
ますか、私のいま言ったことが真実であるとする
なら。

○飯谷政府委員 事情がちょっとわかりません
から、一応水資源局からお答えを申し上げておきま
す。

○今泉政府委員 人事関係のほうには経済企画庁の
ほうが監督官庁というふうなことに相なつており
ますので、お答え申し上げたいのですが、私ども
もその点につきまして非常に心配しております。
公団側と組合側との話し合いがなるべく円満
にすみやかに妥結してくれればいい、さう思つて
いたわけでございます。最近承知いたしますと、
公団側といつても、いま先生御指摘のよう
な点につきまして十分再検討いたしまして、組合
と新しく話し合いをまた持つておるといふことを
聞いておりますので、私どももいたしましては、
円満に年度内にこれが妥結して差額も渡るよう
にあつてほしいし、またできるのではないかと、さう思
ひまして、その方針で公団の総裁以下にもお願い
しておる、また、さういふ状況でございます。

○金子参考人 なるべく早期に紛争を解決して早
く追給分を支払えといふ先生の御意見、ごもつと
もであります。ただいま水資源局のほうからお話
がありましたように、公団といつたしましては、年
度末も近づいておりますので、実は昨日組合に対
して新しい提案をいたしました。これは昨年の八
月からの追給分、この三月までの今年度分につ
きましては、組合側が御要求になつておるよう
に、現行体系で計算したものを払うといふことを含
んだ案を昨日組合に示しまして組合と新しい交渉
に入りました。私は、これによりまして今年度中
に、あるいは交渉をいたしましてはここの数日中に
交渉が妥結して、差額の分は今年度中に追給がで
きるといふふうな解決することを衷心から望んで
おります。

○岡本(隆)委員 たゞは法律でも、いま改正案
が出ますね、改正案が議決されなければ旧法でい
くわけですか。労働協約だつて両者間の協定ですか

ら、改定されなければ以前のままでずっといくべきです。そうでしょう。だから、話がつかなければ、給与は旧体系ですと支払っていくのがあたりまえですから、三月分までは当然無条件で旧体系で支払われるのがあたりまえじゃないですか。話がつかない、それはついた時点から新体系に移ればいいのです。ところが、ベースアップになっている分を全部押さ込んで、かかえ込んでしまつて渡さずに、それで新しい体系に移り移れ、しかも八月に遡及して乗り移れということを一時要求しておられた。なるほど、いまお話を聞きますと、それじゃ旧体系で渡さう——話し合いがつかない旧体系で渡す。話し合いがつかないなら、それじゃお渡しにならないのですか。

○金子参考人 話し合いがつかなければ旧体系で渡さなければならぬという問題ですが、先生がおっしゃいますように、話し合いがつかなければ、現在行なっている俸給表は、昨年労使の間で結んだ協定でありますから、新しい協定ができませんまではその協定が有効だと思えます。したがって、そういう意味におきましては、今日まで、言うなればその現行協定によって給与の支払いは三月まで行なわれているわけでありまして。

それで、新体系か旧体系かというのは、体系だけの問題ではありませんで、ベースアップの問題も含まれております。組合側は一万円のベースアップを要求されております。われわれはこれに対して、政府一般の御方針に従って、公務員並みの七・七％のベースアップしかできないということをお願いしているわけでございます。この点も実は労使間の争いになっている問題でございます。体系だけではありません。したがって、そういう問題について新しい協定ができるまでは昨年の現行の給与をそのまま支払うということは、先生も御指摘のとおりでございますけれども、いまの体系だけでなしに、ベースアップの問題も含めて新しい協定を結ぶことによって、昨年の八月からの給与を幾らにするかということがきまるわけでございます。ですから、われわれといたしましては、その

協定を早く結びたいということで、昨日新しい申し入れをしたわけでございます。

○岡本隆委員 おかしいじゃないですか。物価がずつとそのままである限りにおいては、あなたのお説はいいですよ。物価に見合ったところのストライドという形で公務員給与のベースアップがあり、それに見合つて財源があなたのはうに与えられていくわけですね。だから、その新たな財源の配分というものはやはり旧協定においてやりつつ話をされるべきであつて、そんなあなたのような詭弁を弄して、ベースアップの財源はかかえ込んでおられる。そして、いや新体系に切りかえなければならぬのだ、それなら、いわば脅迫ですよ。そういう脅迫がましい態度でもって労使の交渉に臨むということは許せないと思つてます。

新しい体系は、それについて両者の理解があつて初めて新しい賃金体系といふものはできるのです。その賃金体系については、職務給であるとか職務給でないとかいうようなことは別といたしまして、あなたのほうは、年功序列型を職務給方式に切りかえていきたい、こういう考え方に立つておられるのでありまして、いや、それでないといふことを言いつつ、そういう意図が含まれていくやに聞くのでありますが、そういうふうな根本的な賃金体系の基本方針といふものを変えていく場合に、ベースアップ分を人質に取つて、その人質の上に立つて団体交渉をする、そういうことはひきようですよ。そういうひきような団体交渉といふものは許されるべきじゃないですよ。あなたも水資源公団の理事として、自分の部下がかわいくないのですか。働いている者に愛情があるのかないのかという問題です。愛情があるならば、物価にストライドする分はすなおに出しなさいよ。物価にストライドする分はすなおに出しなさいよ。物

求めなさいよ。それで初めてほんとうの労使の間の血の通つた協力関係といふものが生まれるのです。政務次官、お伺いいたしますが、私が言っているような考え方が、ほんとうの血の通つた労使関係を生むために必要な態度であると思ひます。あなたも政務次官としてひとつ御指導を願つて、その趣旨に沿うように協力していただきたいと思つたのですが、どうですか。

○飯谷政府委員 労使にはいろいろ考え方もある、意見もあるようでありまして、岡本先生ののおっしゃる御意見も確かに一理はあると思ひます。しかし、水資源公団のほうからもただいま御説明申し上げたとおり、最大の努力をいたしておるわけでありまして、幸ひ新提案もなされておるようでありまして、できればその新提案に基づいて双方に円満に解決をつくれるように、私のほうでもできるだけ指導もし、努力もいたしてまいりたい、かように存じております。

○岡本隆委員 それでは、小川君の質問の時間に食いついていただきますので、もう私はこの程度でやめなければならぬんですが、私もひとつくぎをさしておきます。あなたのほうがそういう人質を取つて労使の交渉をされるなら、私も法案を人質にとつてこの労使の交渉をやつてくだされ。それだけ申し上げて、質問を終わります。

○森下委員 代理 小川新一郎君。最近砂利資源が非常に乏しくなつておりますが、いま日本の国に河川砂利といふのはどれくらい埋蔵量があるのか。また、そういうった国の国土開発資源といふものの問題の中からいろいろ問題が起きてきまして、砂利が、埼玉県の荒川の場合でいいますと、あと二年間くらいで掘り尽くされてしまふ。そこで当然お砂利とか山砂利、山をくずして砂利を取る、こういう問題が非常に起きてきております。砂利採取法といふものは、これは御存じのとおり、通産省が業者対策をやつておられます。国土保全の立場から、砂利採取法といふものは当然これは建設省がやるべきであると思ひます。最近の経済発展や公共事業の推

進によりまして、資材である砂利の需要が非常に旺盛になつたこと、そのために砂利の採取によっていろいろと公害あるいは災害等が生じておることも、これは私も十分承知をいたしております。したがつて、この対策を根本的に立てなければならぬといふことでいま努力をいたしておるわけでありまして、ただ、砂利採取法、これは通産省の所管でございまして、率直に言つて、法律は通産省のほうで処置をいたしておるわけでありまして。しかし、それは建設省、特に河川行政とのきわめて密接な関連もございしますので、これは共管と申しますか、共同でこの問題の処理をいたしていきたい、こういう考え方でもいませつかく準備をいたしておるわけでありまして。

○小川(新)委員 聞くところによると、通産省で砂利採取規制法といふものを改正して提出するといふことを聞いております。これに対して、私も所管でありませんでまだ見ておりませんが、これは建設省の意見といふものは相当入つてゐるのですか。

○坂野政府委員 御指摘のとおりでございます。これは通産省専管の法律でございますけれども、今度の砂利採取法の改正にあたりました。大體両省の意見が調整がとれまして、共管といふことでやつていこう——いづれ通産省からも説明があるかもしれませんが、特に採取計画の認可制度といふのが今度新しく入つておりました。採取する場合に採取業者がどういふ採取計画をやるかといふことを逐一こまかく審査いたしまして、その段階におきまして河川管理者としての立場も従来以上に強化するといふ考え方でこの中に入つて、一緒にやつて砂利採取の適正化を期したい、このように考えております。

○小川(新)委員 これは政務次官にお尋ねするのですが、日本全国から河川砂利、海砂利、また山でとれる山砂利、これに伴うところの公害が多数起きているといふことをいまおっしゃいました

が、どれくらいの際情その他の報告が入っておりますか。

○飯谷政府委員 これは非常にそういう声が強く、しばしば委員会等におきましても指摘をいたされておる問題であります。なお、具体的な数字等につきましては、河川局長からお答えを申し上げます。

○坂野政府委員 これはいろいろな立場で陳情がまいておりました。業界の大会あるいは日本砂利協会とか、そんな協会の立場、いろいろな立場、いろいろな機会に、そういった砂利の公害防止上の取り締まりを十分していくべきだという陳情が出ております。何件くらい出ておるかという件数は計算しておりませんが、そういった要望が非常に強いということでございます。

○小川(新)委員 それでは私は具体的な例を四点左右あげましてお尋ねしたいのです。

これは埼玉縣秩父郡兩神村の問題であります。会社は、秩父郡兩神村川堀部落の兩神興業株式会社、はつきり申し上げますが、非常にすごい会社なんです。この部落は二十四戸あります。ここにダイナマイトをしかけるたびに人間の頭くらい石が飛んでくるのです。一日二回くらい飛んでくるのですが、こういったダイナマイトをしかける場合に——これは山村振興法にも含まれておるところです。こういったふうな危険な発破をかけるときに、人体にまたは生命に危険のあるようなダイナマイトをしかけるようなことは、法規制されているのですか、それとも野放しになっているのですか。

○竹村説明員 御承知のように、通産省には火薬類取締法という法律がございます。その法律に基づきまして、火薬庫の設置につきましては、火薬類取締法の第十二条でございます。それから火薬類の消費につきましても、同じく同法の規定によりまして、それぞれ都道府県知事が許可するといふたてまえになっております。

○小川(新)委員 この問題は県会で取り上げまして、まず第一点は、ダイナマイトの石が飛んでく

るといふことが一つ。金網を張っています。全部落じゅうがとりごやの中に住んでいるような状況にある。人間が金網の中に住まなければならぬという点で、文明国家に許されるかどうか、これが第一点です。そして粉じんが出るのですか、ものすごい粉じんが出る。このまま放置しておいたならば肺病になるという陳情がいろいろ出ております。そのほか、洗たくもとか——そういった小さな公害どころではないのです。いま私が指名しましたこの会社は、採石法第三十二条の二または三十三条を適用してこれは何らかの処置を講じなければなりません。これに対してはどうお考えですか。

○磯西説明員 ただいま先生お話しのことについては、まだわれわれのほうには報告を受けてないのでございますが、もしこれが採石法に基づくものであるとするならば、至急現地を調査いたしまして、先生の御趣旨のとおり、三十三条の二に掲げております公害防止の方法書を提出させるかどうか、頭雁局でやつておるものでございまして、至急手配をしたいと思っております。

○小川(新)委員 これは知事がこの会社に対して行政処分をするということをおっしゃるんですが、知事のほうから来ない前に通産省のほうで調査をして、その事実があれば、これらの部落民に対する生命、財産の安全のために適切な処置をとるといふことなんでしょうか。

○磯西説明員 三十三条の二によりまして、都道府県知事もこの点について関係があるようになつておりますので、都道府県知事も至急連絡をとります。三十三条の二でいけるかどうかを地元の方々とお話しして判定したい、というふうな思っています。

○小川(新)委員 それは早急にやるといふことですね。

○磯西説明員 はい。

○小川(新)委員 それではもう一点お尋ねいたしますが、三十三条の二の取り締まりは、その山で岩をくずして、それによって起きたるもの公

害に対する取り締まりであります。岩をトラックで運んで他の場所へ採石事業を起こして起きたところの公害については、この三十三条の二及び三十三条で処置ができませんか。

○磯西説明員 先ほど来のお話の点は、もう一度申し上げます。採石法に基づく、いわゆる岩石の採取のためという問題であります。この採石法にのっとりましてそういういろいろな処置をとりたいと思っております。いまお話の点は、その岩石を持って運ぶ、その運ぶ状態、及びそれを保持して石を砕くという問題に關しましては、この法律でそこまでいけるかどうかは少し疑問があるのではないかと考えております。ただし、できる限りこの法律に載っておりますのを広く解釈してやりたいと思っております。そこまではこの法律は規定しております。

○小川(新)委員 そうすると、いま私が指摘したような問題が起きてくる。この問題は法改正して処置しなければならぬ問題なんです。そういった業者に対して県とか国が代執行、要するに、そういったいろいろな問題を処置する、強制的な処置をとることはできるのですか。

○磯西説明員 採石法に基づくものであります。ならば、その義務を課した場合に、代執行とかそういうふうな方法はとり得ると思っておりますけれども、いま先生のお話のあとの……

○小川(新)委員 いや、先の件です。

○磯西説明員 それは民法上の問題でできると思っています。

○小川(新)委員 私が申し上げました兩神興業の工場では、粉じん装置をつける、約七千万だか一億だかかかると言われておりますが、それをつけると、約七〇%か六〇%くらいしか処置ができません。それをつけるまでに相当期間がかかる。その間、いま言ったダイナマイトの事件が起きたり、金網を張っておるような条件下にある人たちに對して、その装置をつけるまでは、最低、営業停止もしくは処分をするといふことを、これが調査して事実であるならば、この法律で通産省としては

やることはできませんか。

○磯西説明員 実は現地の状況がわからないものでございまして、調査をして検討して御報告申し上げますので、ただし、三十三条の二でいう公害防止のほうをやるのが主体でございまして、まず現地を見ていろいろ検討してやりたいというふうな考えでおります。

○小川(新)委員 その問題はひとつ早急に調査して——調査の段階でなく、県議会にまで取り上げられておる問題なんです。それから、大体知事もおかしと思うのです。こういった問題が出てきておいて、通産省のほうに何らの通知もない、そしてそれを追及されておる。また、こちらのほうもそういったことをキャッチできなかった。二十四戸という部落の人たちが金網を張って生活している。病人は、灰がくるために一々頭にふきんをかぶって寝ておる。こういった非人道的な立場は——それは山村振興法で守られておる、こういった地域は農林省としてはどうお考えですか。

○小山説明員 私、農地課長でございます。直接山村振興の問題を扱っておりませんのであれですが、けれども、一般論として考えまして、いま先生御指摘のような事態があるといふと、それは憂慮いたすべき問題でございまして、山村振興を所管いたしております局と協議いたしまして処置をいたしたいと思っております。

○小川(新)委員 京都の城陽町の件なんです。この公害はたいへんな山砂利の乱掘なんです。この問題は政務次官聞いておりますか。

○飯谷政府委員 私も事務当局のほうもまだ聞いておらないようです。

○小川(新)委員 それはぜひいぶん怠慢ですね。ものすごく大きな国の問題として、こんなにかいものを——京都の岡本さんいるから御存じだと思ふのですけれども、政府で発行しておるのですよ。日本一の公害です。京都府で出しておる。これは何も公明党が山砂利の問題でとったのじゃないのです。ことにこの中で河川の問題、それから交通の問題、いろいろあるのです。一つずつあげてい

くといへんな問題でありますけれども、ちょっとごらんください。これを知らないなんということは、私は遺憾に思う。

○坂谷政府委員 まことに失礼いたしました。事務当局のほう、課長の手元では事情をよく聞いておるようでありますから、一応御説明をいたさせます。

○三浦説明員 城陽地帯の山砂利の採取でございますが、昨年来私も状況を一応承知いたしました。現場を、現地に参りまして調査もいたしました。現場を見ますと、山の表土をはぎまして山砂利を採取いたしておりますが、そのために採取あと地にブルができましたりして、その湛水状況から、将来豪雨の場合にいろいろ心配があるのじゃないかという点が一点。それから、洗浄いたしました水が河川を汚濁いたしまして、諸所の水路を経由して、最後に一部木津川にも流れ込んでおります。このような水質を阻害しておる問題をどう解決するかという点が一点。また、その間運搬しております車が道路を相当いためております。この道路に対する損壊並びに交通処理上の問題、こういうようなことでいろいろ各般の問題があるように考えられますが、御承知のように、この山砂利につきましては、担当いたしました部局といたしまして京都府の商工部並びに土木部でございますが、それぞれ協議いたしまして、それぞれの問題について改善命令を出しまして、現在その命令に従って各業者がそれぞれ措置をいたしつつございます。最終のきよりの姿というものは確認しております。最後のきよりの姿というものは確認しております。一部河川の水路支川等におきまして著しく河積がないところにつきましては、一部河川の拡幅工事あるいは堆積土砂の除去等もするようになっております。また、道路等につきましても、道路の整備を一部業者の負担におきまして実施させるということもやっております。また、砂防区域にまたがっている箇所につきましては、砂防法の規定に従いまして地形変更等についての厳重な規制をやっているという

ことでございます。以上、簡単でございますが、現況を申し上げた次第でございます。

○小川(新)委員 至急これは現状を調査して、地元民の要求がたかきん出ておりますが、建設次官としては、これに対しては、地元民に対して今後どのようにしていこうか、この問題に対しては、現実にまだ出ているのだから、この問題に対しては、建設次官としては現地の方々をどのように納得させるか、政務次官が現地へ行かれるなりしてやるという点もたいへんでしようけれども、現地の民の方々に對して適切な安全の処置を講ずるといふいろいろなことは公害がいろいろ分野にわたっておりますので、私も一つ建設だ農林だといふわけにいきませんから、いま言った多角的な分野にわたっている公害に対して、現在起きている、現地でも満足していないこの点について、次官としてはどのように住民を納得させるのですか。

○坂谷政府委員 いま私らの担当官から御説明申し上げて、一応の処置はいたしておるわけでありまして、なほたいへんな影響を及ぼすところが大いふようであります。これは所管は、率直に申し上げますと、逃げるわけじゃございませんが、通産省の問題でございますけれども、通産省ともこれはよく連絡をとります。それから建設省に關する、たとえば河川の問題といったものは、早急に調査をいたしまして、われわれの責任において努力をしていくということにしなければならぬと思っております。もう少しこちらで調査ですが、それから各関係省との相談をする時間的な余裕もいたさなければならぬ、かように思っております。直ちに私が行って調査するとかいふところまでは、ここまではまだお伝えする限りではないと思っておりますが、いずれにしましても、御趣旨に沿って十分調査をして善処いたしてまいりたいと思っております。

○小川(新)委員 本会議が迫っておりますので、もう時間がありませんが、時間がないと言いますけれども、この点は何年越しかの問題です。

ね。これがいまこうやって大騒ぎになってから、調査してこれからのような答弁では、私は満足いかないのですよ。はっきり言って。住民だつてかわいそうですよ。これは早急にこういふようにするんだ、こういうふうにするというのをはつきり確約もらわなければ、こんな村じゅうあげて——これは日本一の山砂利採取ですよ。一日に六千台のダンブが走っているところですよ。たいへんな数です。

○坂谷政府委員 お説はよくわかりますが、決して時間かせぎという意味はございません。各省にわたる問題でありますから、ただ建設省だけが、思いつきで、私のところはやりまうと言つてもいけない。総合的な問題も考えなければいかぬと思つております。ただ、いま事務局から聞いてみますと、建設省所管に關する問題は、一応打つべき手は打つて、京都府のほうでも了解をいたしてまいりたい、こういう考え方を申し上げたわけでありまして、よろしく御理解をいたさいただきたいと思つております。

○小川(新)委員 その点、了解はしませんけれども、政務次官が大臣にかわつて、副大臣の立場でそれほど決意を込めて発言なさつたということ、地元民がこのことを聞いて、国会でこの問題を取り上げた、そして前向きな姿勢で多角面におつては、ある程度納得してくるのじゃないか。まだまだこれは納得しているわけじゃない。それから、これは岡本さんあたり先輩もおられることで、私も地元でありますので現実にはよくわかりませんので、またあとでそういう点を追及していきたく思つております。

次に、埼玉県でやはり川砂利が不足してきまして、県の事業で今度山砂利を掘つて返してやるという事になった。昭和四十四年——来年です、ね、来年営業を目ざすのでありますが、こういう、県が公害を起すような山砂利採取なんて起

こしているような県は一体ほかにあるのですか。

○坂谷政府委員 よその県にはちよつと例は聞いておりません。

○小川(新)委員 全然ないですか、日本じゅうに。

○坂谷政府委員 私のいま聞いておる範囲内ではちよつとございません。

○小川(新)委員 ないことはないですね。宮崎県にあるのです。だけれども、私が聞きたいことは、次官に聞きたいのですが、こういう問題には、非常に大きな問題でありまして、あまりやっていると例がないのです。都道府県で、公共団体でやっておりますが、これは非常に公害を起すわけですから、いま言ったとおり、砂利採取規制が不備なために、粉じんが起る、それから、それを運ぶダンブの交通問題が起る、こういう問題が非常に起る。これは地元民がものすごく反対しているのです。反対を押し切つて今度県がやるのです。四十四年を目ざして営業を始めるのです。そのかわり条件がある。埼玉県に小川町と寄居町という小さな町がある、そこを幅員六メートルの道路が通つていて、ここをダンブが一日八百台から千台往復する計画になっている、一日の採取量からいいますとですね。そのためには建設省へ県は、パイパスをつくつてもらいたい、国道二百四十五号線を通過する際に、とても幅員六メートルのところを一日延べ八百台も千台ものダンブが入ることはできないから、二百四十五号線のパイパスをつくることを条件に地元民は山砂利採取を納得した、こういうことが埼玉県当局から建設省のほうに來ておりますか。

○坂谷政府委員 砂利の問題は、通産省も見えておりますから、この問題では通産省からもお答えをさせますが、一般論として、県営で砂利採取をやるというには、やはり県にも何か考へ方があるし、目的があつてやられるのだらうと思つて。しかし、県営でやる限りにおいては、地元の者を犠牲にして、そして反対があるのにそれを押し切つ

てやろうという行き方は私はないと思う。そういう行政はあるはずはないと思うのですから、やるにはやるだけの、地元の者に補償をし、納得をさせてやるというのが私はたてまえだと思ひます。そういう観点からいって、なおそういうことがあり得るとすれば、県官のやり方についても検討すべき問題があるのじゃないか、一般論として私はそういう考え方をもちます。ただ条件がついて、その条件に基づいて、たとえばパイパスをつくるかといったことになった場合に、そのパイパスをつくるために建設省にお願いをするという問題があるとすれば、それについて建設省は検討すべきものは検討しなければならぬと思ひます。このことについてはちよつといま私は聞いておりませんが、あとでまたお答えをすることにいたします。

なお、通産省のほうから具体的に御答弁を申し上げます。

○竹村説明員 たいだいまのお尋ねの公共企業体が行なっている数でございませうけれども、私のほうで処理しておりますのは、全国で百五十ばかりやっておりますのではないかと、いふに考えております。これは、たいだいま先生御指摘の埼玉県でございませうとか山形市でございませうとか、そういう公共企業体で行なっているものにつきましては、公共企業体の行なっているものにつきまして、公害問題を起こしていることは私承知いたしておりますが、現在われわれが検討しておりますところの砂利採取法の全面的な改正案につきましては、こういう公共企業体が公害の問題を起さないうという保証は必ずしもございませうので、現行法では国と地方公共団体が行なうものについては除かれておりますけれども、今度の改正案では、こういう公共団体が行なうものにつきましても、採取計画等については都道府県知事に必ず協議する、それでもって採取の認可があつたものとみなすというふうな考え方で現在法律改正を考えておる次第でございませう。

○小川(新)委員 この道路問題ですけれども、い

ま御答弁いただいたのですが、道路の局長がいないのでわからないということなんです、これは重大な問題なんです。地元で大騒ぎになつちやつたのです。なぜかと申しますと、相手が個人の私企業の会社であるならばこれはいいのですよ。ある程度対策が立てられる。相手が個人だ。一日大体千台からのダンプの往復——私たち実際一緒に行ったんですから。名前をちよつと忘れたのですが、国道課の課長さんと一緒に行きまして現地を見た。なるほど無理だ。これではどうしようもない。六メートルばかりの道路のところにどぶが流れて側溝がある、それに板をかぶせて応急的にやればいいじゃないか——ところが、城下町で、直角に曲がっている道路構造なんです。そこを大型の八トン車を通る場合にはどうしても事故が起きる。そのために、二百四十五号線の道路に並行してパイパスをつくるのだ、それは建設省の許可をとつたんだ、だから私のほうは県としてこの採取をやるんだということ、地元民を納得させた。地元民はそうだと思つておりましたところが、その国道に並行したパイパスができないう、予算もこへつていない、計画ができないう、予算もこへつていない、これは県にばい食わされたということにいまになつてゐる。だから、そういう公共団体がこういう公害を巻き起こすような事業に入つていくという姿勢についてどうかという質問をまず私はやつたわけです。これがまず第一点。

第二点は、そのパイパス計画というものは現在あるんですか、ないんですか、それを聞きたいのです。

○坂谷政府委員 残念ながら、いま道路関係はだれもおりませんのですから、直ちに御返事申し上げることはできませんが、あとでお知らせすることにしたします。

○小川(新)委員 道路のことはやると通告してあるわけですからね。きょうは建設委員会じゃないですか。通産省の役人とは違ふ。

○坂谷政府委員 まことに申しわけありませんが、パイパスの問題は、あなたの御説によると、建設省のほうもそれを許可した、こういうお話のようでありまして、いざいざにしても、建設省がそれを認めたということになれば、認めたものは当然実行しなければならぬことでありまして、それが本年度の予算に計上されておるかどうか、実はそこまでつまびらかでございませうので、いざいざにしても、早急に調査をして御連絡を申し上げる、こういうことにはいたしたいと思ひます。

○小川(新)委員 それは国道ですか。いま言っているのは、国道二百四十五号線が狭いことについてのパイパスの問題です。きょうは局長さんがおられないので御答弁いただけないということになりましたが、それは至急私のところにお願ひしたいと思ひます。

最後に、熊本県の上益城郡の中佐町、これも砂利の不法乱掘が行なわれておるという問題ですが、熊本県の緑川、これはいま堤防が決壊されそうになつて、何にも届けが出ていないという砂利の盗掘なんです、この現況は聞いておりますか。

○坂谷政府委員 緑川につきましては、砂利の採取計画につきまして十分規制をやつておるつもりでございませうが、盗掘の話は私は初耳でございませう。

○小川(新)委員 私は、皆さん本会議のほうに行かれる予定になつておるのではありません、これ以上長くやる予定はありませんので、これで終わりますが、先ほど申しました山砂利災害というものが非常に最近起きてきた、この点については今後どうか十分検討していただきたい。

それから、さっきの埼玉県の二百四十五号線の問題は、これは県と国との確約の問題にまで発展しておりますので、ひとつ至急御調査の上、これらの問題がすみやかに地元民に納得のいくようになり、私どもとしてもこれを推進してあげる義務もありませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもつて終わります。

○森下委員長代理 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

都市計画法案及び都市計画法施行法案、両案審査のため、日本住宅公団当局から参考人の出頭を願ひ、意見を聴取することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森下委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の出頭日時、人選及び手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御了承願ひします。

次回は、来たる二十七日委員会を開会することとし、開会時間につきましては委員長に御一任願ひたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十七分散会

昭和四十三年三月二十七日印刷

昭和四十三年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局